

令和5年度宮城県農山漁村発イノベーションサポート事業支援対象候補者公募要領（追加募集）

1 趣旨

6次産業化を含む農山漁村発イノベーションに取り組む事業者等に対し農山漁村発イノベーション地域プランナー（民間専門家）を派遣し、農山漁村発イノベーションの取組を含む経営全体の付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費の合計金額をいう。）を増加するための経営や組織運営の改善方策等（以下「経営改善戦略」という。）の作成及び実行を支援します。

※農山漁村発イノベーションとは？

これまでは、1次産業である農林漁業と、2次産業・3次産業との総合的かつ一体的な連携の推進を図る6次産業化の推進に取り組んできました。今後は、6次産業化を発展させ、農林水産物に加えて地域の文化・歴史や森林、景観などの多様な地域資源を活用し、農林漁業者はもちろん地元の企業なども含めた多様な主体の参画により、新事業や付加価値を創出し、所得と雇用機会を確保するなど、農山漁村の地域活性化を図るものです。

2 支援対象候補者の資格要件

本事業による支援の対象者は、宮城県内で農山漁村発イノベーションに取り組んでいる者、又は、取り組もうとする者であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とします。

- (1) 目標年度（3年後から5年後までの年度において設定）までの経営改善目標を自ら掲げる者。ただし、募集段階では定性的な目標でも可能とする。
- (2) 原則として、対象者は県内に本社又は事業所を有する法人とする。ただし、付加価値額を算出することが可能な会計を実施している場合は、個人、任意団体についても対象とする。
- (3) 支援年度の翌年度から目標年度までの間、毎年、その結果を経営状況報告書（別記様式3-1及び3-2）にまとめ、宮城県農山漁村発イノベーションサポートセンターに提出することに同意する者であること。
- (4) 支援に必要な経営資料（財務諸表等）の提供が可能であること。
- (5) 県税の未納がない者であること。

3 支援内容

農山漁村発イノベーションの取組に向け、宮城県農山漁村発イノベーションサポートセンターが地域プランナーを派遣して、支援対象者の経営改善戦略の作成・実践を支援します。地域プランナーの派遣回数は10回程度とし、以下の助言・指導を行います。

- (1) 現状の課題整理及び農山漁村発イノベーションの取組に向けたビジョン策定

- (2) 農山漁村発イノベーションの取組に係る生産性向上のための改善策
- (3) 農山漁村発イノベーションに係るマーケティング戦略分野の課題整理
- (4) 人材育成、知的財産管理、食品衛生管理等の各種専門分野の課題整理
- (5) 経営改善戦略のための目標年度までの年次計画策定

4 支援期間（予定）

令和5年9月から令和6年3月まで

5 経費負担

支援対象者において、農山漁村発イノベーション地域プランナー等の派遣に係る経費負担はありません。ただし、その他に経営改善に係る必要経費については、支援対象者の負担となります。

6 申請方法

(1) 提出を要する申請書類

以下の申請書類を宮城県農山漁村発イノベーションサポートセンター宛て、電子メール又は郵送により提出してください。ただし、電子メールで提出する場合でも、⑤の県納税証明書は郵送してください。

- ① 宮城県農山漁村発イノベーションサポート事業申請書（別紙様式第1-1号）
- ② 申込者調書（別紙様式第1-2号）
- ③ 誓約書（別紙様式第2号）
- ④ 添付資料

イ 法人の場合

- (イ) 定款の写し
- (ロ) 直近3期分の決算報告書の写し

ロ 個人の場合

直近3年分の決算報告書又は所得税の確定申告書等の写し

ハ 任意団体の場合

- (イ) 組織の代表者、出資金、規約等のわかる書類
- (ロ) 経理の一元化を行っていることわかる書類
- (ハ) 構成員に課税されている場合には、直近3か年分の各構成員の所得税の確定申告書等の写し。団体に課税されている場合には、直近3期分の決算報告書の写し

⑤ 納税証明書（申込日までに納期限が到来した全ての県税に未納がない旨の証明）

(2) 申請書類の提出に当たっての注意事項

- ① 申請書類は、様式に沿って作成してください。
- ② 申請書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担となります。

- ③ 提出後の申請書類については、決定、不決定に関わらず返却はいたしませんので、了承願います。
- ④ 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

7 募集期間

令和5年7月20日（木）から令和5年8月18日（金）午後5時まで

8 選定方法

(1) 書類確認等

提出された申請書類については、宮城県農山漁村発イノベーションサポートセンターが記載内容及び必要書類を確認します。また、詳細な内容を確認するため、面談等を実施します。

(2) 審査委員会

支援対象者を決定するため、農政部農山漁村なりわい課が別に定めるところにより設置する地域支援検証委員会を開催し、審査をします。

(3) 支援対象者数

3者程度

(4) 審査の主な基準

次に掲げる評価項目・評価事項について総合的に判断し、決定します。

イ 事業実施の確実性

- (イ) 事業構想の遂行に十分な意欲や能力があるか。
- (ロ) 財務状況等は、事業遂行に当たって問題ないか。
- (ハ) 事業実施における課題認識、対応、時間軸が明確か。
- (ニ) 団体又は他の事業者との連携により事業を実施する場合、役割分担は妥当か。

ロ 事業構想内容の妥当性

- (イ) 事業の内容・目的がある程度具体性があるか。
- (ロ) 経営規模に見合った事業規模となっているか。

ハ 事業の収益性

- (イ) 事業構想上、付加価値額の増加が見込めるか。

(5) 審査結果

支援対象候補者の審査後、申請者全員に対して、速やかに決定又は不決定の結果を通知します。

9 申請書類の提出先（郵送先）

宮城県農山漁村発イノベーションサポートセンター

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目16-30 東日本ビル7階

((株)東北農都共生総合研究所 内)

ホームページアドレス <http://miyagi-6jika.jp/>

電話番号 022-796-1139

メールアドレス info@miyagi-6jika.jp

10 事業全般に係る問い合わせ先

宮城県農政部農山漁村なりわい課6次産業化支援班

所在地 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁行政庁舎10階

電話番号 022-211-2242

ファクシミリ番号 022-211-2416

E-mail nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp